

平成30年度横浜市社会福祉審議会会議録	
日 時	平成31年 3 月25日（月）14時00分～16時00分
開催場所	神奈川産業振興センター14階 多目的ホール
出席者	麓理恵委員、鈴木太郎委員、福島直子委員、飯山文子委員、泉今日子委員、大場茂美委員、小川淳委員、小倉徹委員、加藤由紀子委員、坂田信子委員、早坂由美子委員、牧野裕子委員、宮田光明委員、青木幸恵委員、岡道子委員、川島通世委員、岸恵美子委員、早川陽子委員、水野恭一委員、山田初男委員、渡部匡隆委員
欠席者	石渡和実委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員紹介</li> <li>2 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）委員長の選出・委員長職務代理者の指名</li> <li>（2）委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会職務代理者の指名</li> <li>（3）幹事の任命</li> </ol> </li> <li>3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）第4期 横浜市地域福祉保健計画について</li> <li>（2）横浜市自殺対策計画（仮称）について</li> <li>（3）横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画について</li> <li>（4）平成31年度介護人材支援事業について</li> </ol> </li> <li>4 その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）平成31年度健康福祉局予算について</li> <li>（2）横浜市中期4か年計画2018～2021について</li> </ol> </li> </ol>
企画課長	<p>開 会</p> <p>ただいまから平成30年度横浜市社会福祉審議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様、年度末のご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は健康福祉局企画課長の平木でございます。今回は委員の改選がございましたので、委員長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着座にて失礼いたします。</p> <p>議事に先立ちまして、定足数の報告をさせていただきます。ご出席の委員は総数22名のうち21名の方にご出席いただいています。よって、「横浜市社会福祉審議会条例第4条第3項」に規定されております、委員の過半数を満たしていることから、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会議の公開について説明させていただきます。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条」により、この会議は原則公開となっております。本日の議事内容につきましては、議事録を作成し、委員の皆様のご了解をいただいた後、市役所ホームページに掲載させていただきますことを、あらかじめご了承ください。なお、右肩に資料1とある資料に、本審議会の概要のほか、関係する根拠法令等の抜粋を掲載しておりますので、必要に</p>

	<p>応じてご確認ください。</p> <p>続きまして、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>～資料確認～</p> <p>1 委員紹介</p> <p>では、最初に委員紹介に入りたいと思います。本日の社会福祉審議会は、1月の委員一斉改選後、最初の審議会になります。略式で恐縮ですが、席上に委嘱状を置かせていただきましたので、お収めいただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>お手元の資料2の「委員名簿」をご覧くださいませでしょうか。名簿に沿いまして委員の皆様方をご紹介させていただきます。</p> <p>～委員紹介～</p> <p>次に、健康福祉局の幹部職員について紹介をさせていただきます。</p> <p>～幹部職員紹介～</p> <p>続きまして、健康福祉局長の田中から、一言ごあいさつを申し上げます。</p>
健康福祉局長	<p>みなさま、こんにちは。あらためまして、健康福祉局長の田中でございます。どうぞよろしくお願ひします。委員の皆様には年度末の非常にお忙しい中、本市の社会福祉審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから皆様には健康福祉局関係の事業をはじめといたしまして、本市の市政にご協力いただきまして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>今回は先ほど司会からも案内がございましたように、1月の改選後、初めての総会でございます。引き続きご就任いただいた委員の方、また新たにご就任いただいた委員の方といらっしゃいますが、これからの3年間、本市の福祉施策の推進のためにお力添えをいただければと存じます。よろしくお願ひします。</p> <p>さて先日、今日も市会の委員の先生3人ご出席賜っておりますが、横浜市の平成31年度予算が市会の議決を経て成立いたしました。超高齢社会を迎えまして、人口減少が予想される中、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等は増加しております。福祉・保健への市民ニーズは多様化し、増大しているところでございます。このような状況の中で、福祉・保健分野における市民生活の安心・安全を確保するため、「横浜市中期4か年計画2018～2021」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、10年、20年先を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめといたしました各種取組を推進していくことが必要だと考えております。そこで、31年度の健康福祉局の予算では、1点目が健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保、2点目が地</p>

	<p>域包括ケアの推進と高齢者の社会参加、3点目が障害者福祉の充実、4点目が暮らしを支えるセーフティネットの確保、5点目が参加と協働による地域福祉保健の推進を5つ柱として掲げ、取り組んでいくこととしています。</p> <p>なお、各事業の概要につきましては、資料としてお配りしております「平成31年度健康福祉局予算概要」を後ほどご覧いただければと存じます。</p> <p>本日は、「第4期横浜市地域福祉保健計画」、「横浜市自殺対策計画」、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」、「平成31年度介護人材支援事業」につきましてご報告をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、是非活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。3年間どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名</p> <p>続いて、次第の2、本日の議題に入らせていただきます。まず(1)「委員長の選出・委員長職務代理者の指名」でございます。「社会福祉法第10条」では、「委員長は委員の互選により選出する」こととなっておりますが、いかがいたしましょうか。どなたかご推薦をよろしくお願いいたします。</p> <p>社会福祉協議会の会長である大場委員が適任だと思います。</p> <p>ただいま渡部委員から「大場委員に」とのご推薦をいただきました。大場委員に委員長をお願いすることで、委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>〔一同了承〕</p> <p>それでは大場委員に本審議会の委員長を務めていただきます。大場委員長、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。</p> <p>それでは大場委員長から一言、ごあいさつをいただければと思います。</p> <p>あらためまして大場でございます。前期に引き続きということで、またみなさんにご協力いただいて進行を務めていきたいと思っております。さきほどご案内いただいたとおり、この社会福祉審議会は社会福祉法に規定されております審議会でございます。社会福祉に関する事項を調査審議するために設置されております。</p> <p>先ほど局長からもお話があったとおり、超高齢社会の進展に加え、地域の中で住民同士のつながりが希薄化している中で、社会的な孤立の問題への対策等、市民の皆様からの社会福祉に対する期待も多岐にわたっております。是非この審議会でも活発な議論を行っていただいて、横浜市の福祉の向上につなげられればと思っております。3年間どうぞよろしくお願いいたします。</p>
企画課長	
渡部委員	
企画課長	
大場委員長	

企画課長	<p>ありがとうございました。それではここからの進行は大場委員長にお願いしたいと思います。</p>
大場委員長	<p>まず、委員長職務代理者の指名でございます。「横浜市社会福祉審議会条例第3条」によりますと、委員長が指名することとされております。そこで、渡部委員を委員長職務代理者に指名させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。</p> <p>[一同了承]</p> <p>ありがとうございます。 それでは、渡部委員には、お席の移動をお願いいたします。</p> <p>(2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名</p>
大場委員長	<p>次に「委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名」についてでございます。資料1の5の組織の欄をご覧いただきたいと思います。まず、委員の所属専門分科会の指名ということですが、この審議会には民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、それから高齢者福祉専門分科会の3つの分科会と身体障害者福祉専門分科会の審査部会が設置されております。</p> <p>委員の皆様には1つ以上の分科会に所属していただいております、「社会福祉法施行令第2条、第3条」、及び「横浜市社会福祉審議会条例第6条」によれば、委員長が指名することとされております。そこで、大変恐縮ではございますが、私から指名させていただきたく考えております。事務局から名簿を配付して、その上で説明をいただきたいと思います。</p>
企画課長	<p>それでは、ご説明いたします。これまでの経過を踏まえて、1ページ目の右側に記載の分科会への所属をお願いしたいと思います。なお、新任の委員の方々につきましては、基本的に前任の委員の所属していた専門分科会に所属していただきたいと考えております。また、名簿の2ページ目をご覧ください。</p> <p>本日の総会には出席されていませんが、臨時委員の先生方には身体障害者福祉専門分科会の身体障害者障害程度審査部会に所属し、身体障害者の障害程度審査などをお願いしております。</p> <p>なお、今年度の専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会の開催状況を5ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</p>
大場委員長	<p>ただいま説明がございましたが、今の説明のような内容で皆様よろしいでしょうか。では、ご理解いただけたということで、進めさせていただきたいと思います。</p>

<p>企画課長</p>	<p>各委員の皆様には今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>次に専門分科会長の選出でございますが、「横浜市社会福祉審議会条例第6条第2項」では、「専門分科会長は、専門分科会において選任」とされております。本来であれば、分科会ごとに決めていただくところでございますが、時間の都合もございますので、大変恐縮ではございますが、この場で決めさせていただければと思っております。では、事務局から説明をお願いします。</p> <p>お配りしました名簿の3ページをご覧ください。まず、民生委員審査専門分科会の会長、職務代理者につきましては、従来から市会健康福祉・医療委員会の委員長及び副委員長をお願いしております。会長は麓委員、職務代理は鈴木委員にお願いしたいと考えております。身体障害者福祉専門分科会については、これまで会長を横浜市身体障害者団体連合会理事長をお願いしてまいりましたので、委員の変更がありました山田委員にお願いしたいと考えております。また、これまで職務代理者については、横浜市総合リハビリテーションセンター長をお願いしておりますので、引き続き小川委員にお願いできればと思います。高齢者福祉専門分科会につきましては、これまで分科会長に学識経験のある委員、職務代理者を横浜市福祉事業経営者会会長をお願いしてまいりましたので、引き続き岸委員、小倉委員にお願いしたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>大場委員長</p>	<p>今期につきまして、ただ今説明がございましたように、選任するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>〔一同了承〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、説明のとおりといたします。各分科会長、また職務代理者の方々にはよろしくお願いをしたいと思います。</p>
<p>大場委員長</p>	<p>(3) 幹事の任命</p> <p>次に「幹事の任命」でございます。幹事は「横浜市社会福祉審議会運営要綱第8条」によって、市の職員のうちから委員長が任命することとなっております。先ほどお配りした名簿の4ページをご覧ください。名簿に記載されております健康福祉局長以下、10人の皆様をお願いしたいと思います。幹事の皆さん、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは以上で、新委員による体制が決まりましたので、3年間、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>大場委員長</p>	<p>それでは、次第の3の報告事項に入って、まず(1)の「第4期横浜市地域福祉保健計画」について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>大場委員長</p>	<p>3 報告事項  (1) 「第4期 横浜市地域福祉保健計画」について  「第4期 横浜市地域福祉保健計画」について説明</p> <p>ただいまの説明にご意見やご質問はありますでしょうか。  なければ次に(2)「横浜市自殺対策計画」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(2) 「横浜市自殺対策計画」について  「横浜市自殺対策計画」について説明</p>
<p>大場委員長</p>	<p>ただいまの説明にご意見やご質問はありますでしょうか。</p>
<p>山田委員</p>	<p>本市の自殺者の特徴ということで、自殺者のうち未遂歴有が2割を超えるとありますが、自殺された方は病院や警察で把握できますが、未遂者の方の数はどうやって把握できるのでしょうか。</p>
<p>障害企画課精神保健福祉推進担当課長</p>	<p>自殺の統計としまして、人口動態の統計と警察の統計がございます。死亡された原因を警察がいろいろ確認した中で、未遂歴があるということが確認できますので、そういったところから数値を挙げています。すでに亡くなった方の状況から数字を挙げています。</p>
<p>山田委員</p>	<p>入院したとかそういったことも含めてでしょうか。</p>
<p>障害企画課精神保健福祉推進担当課長</p>	<p>亡くなった方のこれまでの状況を警察がご家族などからのヒアリングにより確認し、未遂などがあったということを確認した割合でございます。ご指摘のとおり入院中の方がどういう状況だったかなど別の観点での確認はなかなか分析が難しいところなので、未遂の方を確認できないかということが今後の課題だと考えております。</p>
<p>青木委員</p>	<p>今の質問に関連しますが、自殺未遂の人数は把握されていないということですか。つまり自殺して亡くなった人が10人いて、そのうちの8人は1回目で、そのうちの2人は2回目もしくは3回目であったということが亡くなった後でわかっているということですか。</p>
<p>障害企画課精神保健福祉推進担当課長  青木委員</p>	<p>亡くなった方について過去にそういうことがあったことが亡くなった後に把握できているということなので、おっしゃるとおりでございます。</p> <p>自殺未遂をして命をとりとめた方に対してアプローチをしていくということは、</p>

障害企画課精神保健福祉推進担当課長	<p>今は市としては行っていないということですか。</p> <p>お配りした資料4の右下のところの重点施策に「自殺未遂者への支援の強化」がありますが、①のところ、市民総合医療センター等における未遂者の退院後支援の推進としています。市民総合医療センターにおいて心理職の方を配置していただいて、たとえば入院中からご相談に乗るなど、支援の取組をしているところでございます。こういった取組を今後どういうふうに広げていけばいいのかということで、分析とか解析といった状況把握をしながら、こういった取組を少しでも広げられないかと、②の未遂者支援の拡充のための解析を、今後の取組として挙げさせていただいたところでございます。</p>
早川委員	<p>私は労働組合の関係でこの席に座っているのですが、市民総合医療センターの救命センター、初療室で働いておりました。そのころから、自殺未遂により複数回運び込まれる方がいらっしゃいました。16、7年前でしたので、その後ケースワーカーなどの配置によって今の体制が作られてはおります。救命センターに運び込まれている方には精神医療センターでもフォローなどを重ねて行っていますので、ある程度はフォローができますが、やはり医療ですので、来なくなってしまうとなかなかその後のフォローができないということが現実的にあります。そういった方まで数字に反映されているかということは私も把握していないところです。</p>
山田委員	<p>今朝の読売新聞等にはのっていましたが、自殺対策で地域支援組織を2020年度に立ち上げるような動きがあるとのことですが、このあたりの取組についてはどうでしょうか。決まってから対応するのでしょうか。</p>
障害企画課精神保健福祉推進担当課長	<p>私もその新聞記事を見させていただきましたが、そのセンター自身がどういう風に市町村や地域に対していろいろなものを出していただけるかは今後のことで、今は、国の自殺総合対策推進センターから出している部分がございます。横浜市の特徴を今回の計画で分析しましたが、横浜市の地域自殺対策推進センターを、こころの健康相談センターに位置付けていますので、情報等をいろいろな角度で研究していかなくてはいけないと思っています。国の状況を見ながら、我々自身の取組も進めていきたいと考えております。</p>
岸委員	<p>重点施策の3の若年層対策の推進について、2点ほど質問です。大変重要な施策だと思いますが、特徴3のところ、自殺死亡率が減少しないと書いてあります。一方で横浜市では40代、50代の自殺の割合が高いようなことが特徴1に書いてあります。若者の自殺死亡率は全国と比べてどうなのかお伺いします。それから、施策の推進として1番も2番も非常に重要なことだと思いますが、具体的になかなか相談支援の仕組み作りができていないということがあるかと思います。今後SOSサインや悩みを受け止める取組や相談支援の仕組みについて具体的にはどのようなことを考えているのか教えてください。</p>

障害企画課精神保健福祉推進担当課長	<p>まず、若者の自殺死亡率につきましては、全国的なことについて今日の新聞にもありましたが、減少しないという状況が本市でもございます。死因の1位が自殺であると参考にご覧いただいておりますが、表記が不十分で大変申し訳ありませんでした。本冊子の11ページを見ていただきますと、本市の状況を載せてありますが、横浜市において10代、20代、30代の死因の1位が自殺ということで、「本市の」というところが抜けておりました。大変わかりにくくて申し訳ございませんでした。あともう1点の相談支援の体制を今後どう強化していくかということについては、例えば、資料の重点施策3「若年層対策の推進」の①を見ていただきたいのですが、「インターネットを通じた効果的な情報提供・相談支援の仕組みの構築」と書いてありますが、今後、事業体系を構築し、事業者を選定していく上で、あくまでも想定ですが、例えばインターネットにおきまして「死にたい」などそれにつながるキーワードで検索をかけた方に相談窓口を案内するなど、インターネット上での相談対応を若者対策としてできないものかと考えております。そういったことを、来年度の取組として進めていくことを現在考えているところでございます。</p>
岸委員	<p>ありがとうございます。学校の中でいじめとも関連して自殺というのは深刻な問題であります。横浜市ではスクールカウンセラーも配置されていると思いますが、今後学校での取組については具体的にどういうことを考えていますか。</p>
障害企画課精神保健福祉推進担当課長	<p>自殺対策計画につきましては、自殺には様々な要因や関連するものがございますので、庁内においてもいろいろな部署の取組自体が自殺対策につながると考え、計画を策定しております。ご質問については、教育委員会が中心で行う取組になるかと思いますが、冊子の50ページに掲載しております。引き続き関係局と連携しながらきちんと進めていきたいと考えております。</p>
大場委員長	<p>普及啓発の中で自殺対策強化月間は3月、9月と書いてありますが、これは全国で自殺者数が多いなど何かの裏付けのもとに設定されているのでしょうか。</p>
障害企画課精神保健福祉推進担当課長	<p>9月は世界的な自殺対策に関する会議が開かれた関係で、世界自殺予防デーが位置付けられています。3月は国において位置付けております。現在は違うのですが、過去には3月が一番自殺者数が多かったことを踏まえまして、国として3月を月間として位置付けております。私共は、3月と9月を月間として取り組んでいるところでございます。</p>
大場委員長	<p>それでは次に(3)「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(3) 「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について 「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について説明</p>

大場委員長	ただいまの説明についてご意見やご質問はありますでしょうか。
飯山委員	<p>ホームレスの方の自立支援に関するいろいろな計画を伺いながら、「ホームレスの方の数は減っているのか」と感じたのが正直な感想です。今更不勉強で大変申し訳ないのですが、ホームレスの定義を教えてください。例えば、インターネットカフェや漫画喫茶などを転々としている方が多くいらっしゃるということが耳に入ってきているのですが、そういう方々はカウントされているのでしょうか。あともう1点ありまして、2の安定した居住場所確保の支援で、新たな住宅セーフティネット制度がどんな制度なのか教えてください。</p>
生活福祉部長	<p>1点目のホームレスの定義ですが、広い位置付けをしますとインターネットカフェ等に泊まっている方も含まれますが、こちらに掲載している数字につきましては、実際に路上で生活をしている方の数となります。施策の全体像としては、路上生活する恐れのある方も含めて施策を展開していくことを考えております。新たな住宅セーフティネット制度につきましては、昨年度からスタートした制度であり、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅ということで、ホームレスの方だけではなく高齢者や障害者など何らかのハンディキャップがあるといった理由で、なかなか入居させていただけない方々を受け入れますという家主さんを募って登録しております。県下で一括でホームページに登録住宅を掲載して、いらっしゃる方にそういった住宅を斡旋するような制度になっております。まだスタートしたばかりで登録件数は16件となっておりますが、家賃低廉化住宅と言いまして、一定の生活困窮されている方等に対しまして家賃の負担を軽減する仕組みもできております。こういったことを推進するために居住支援協議会という形で、住宅の関係の団体等が集まって協議をしている状況でございます。登録制度につきましては、29年度の10月からスタートしております。経済的支援の家賃低廉化の制度は、30年度の途中からスタートしていますが、まだ入居の申し込みがない状況でございます。</p>
飯山委員	<p>ちなみに、就労が安定しないために住む場所が定まらずインターネットカフェなどを転々としている人が横浜市内にどれくらいいるのか、だいたいでもいいので把握されていますか。</p>
生活福祉部長	<p>インターネットカフェ等の実態については把握が難しく、把握できていないというのが現状です。申し訳ありません。</p>
小川委員	<p>直接は関係しないかもしれませんが、生活困窮に関して、最近私どものリハビリテーションセンターで高次脳機能障害に関連する講座を開催しているのですが、区の生活支援課の職員の方が興味を持たれて参加されることが多くなっています。結果的に生活困窮の方の背景に高次脳機能障害があつて、故に支援の一環として高次脳機能障害を理解していただいているという繋がりではないかと思っています。高</p>

	<p>次脳機能障害に限らず、生活困窮の背景に知的障害や発達障害も含めて様々な障害がある場合もあるかと思しますので、支援の一つとしてこういった障害に対する理解を深めていくことも必要ではないでしょうか。</p>
生活福祉部長	<p>ご指摘の通り生活困窮者や生活保護を受給されている方の背景には、そういった様々な問題を抱えていらっしゃる方が多く、現場のケースワーカーも十分な知識がない中でそういったことを学ぼうと参加させていただいていると思しますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>
青木委員	<p>ホームレスに関して、ここに書かれている数字はいわゆる路上生活者ということですが、国勢調査か何かでわかるのでしょうか。それとも夜間調査などを行っているのでしょうか。</p>
生活支援課 援護対策担当課 長	<p>年に1回全国調査を行っておりまして、全国で一定数以上のホームレスの方が確認されている自治体が一斉に調査をして報告しております。また、5年に1回その中から一定数の方に対してヒアリングを行う調査をしております。その調査結果をまとめたものが施策を検討するための基礎数字となっています。</p>
青木委員	<p>ホームレスの方は減っているということですが、新たにホームレス状態になった方よりも市外に移転された方が多いなどといった動態を把握する調査は行っているのですか。</p>
生活支援課 援護対策担当課 長	<p>調査については実施させていただいていますが、聞き取りなど難しい場合が多く、その際は目視にて人数を把握させていただくことがあります。横浜市を含めて大都市の場合よく言われているのが、移動型、流入流失が多いというところが特徴ではあると思います。</p>
岡委員	<p>この数字は横浜市としての数字ですが、18区の中でホームレスの方の人数に地域的な偏りはあるのですか。あるいは平均的にこの人数なののでしょうか。そのあたりを知ることはその区の対策に必要ではないかと思えます。</p>
生活支援課 援護対策担当課 長	<p>区ごとに把握はしております。鶴見川など河川の周辺や公園・道路等がある地域には多いです。具体的には中区、次いで西区、次が鶴見区、といったところが多いと確認されております。</p>
岸委員	<p>取組を聞かせていただいて、予防的な支援に力を入れてくださっており素晴らしいと思ったのですが、2点ほど確認です。1つは、ホームレスに関する現状でも示していただいているように、高齢化や路上生活期間の長期化が一層進んでいるということで、この取組は平成16年くらいからスタートしてかなり時間が経っていると思いますが、全体としては横浜市のホームレスの方は減少しているにも関わらず平</p>

	<p>均年齢が高齢化しており、なおかつ10年以上の方の割合が増えていますので、そのことについて何か具体的な対策はないのでしょうか。確かに取組方針3の「保健医療職による巡回相談の実施」や、取組方針4の「個々の状況に応じたきめ細かな支援」ということが書かれていますが、特に高齢化、長期化している方は健康を害した時に入院すると医療費が非常にかかるということがありますので、その方たちの対策を何か重点的にできないものかということについてです。それから、地域によって非常に偏りがあるとのことでしたので、一律に取組を行うよりも地域特性に合わせた対策が重要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
生活福祉部長	<p>1点目の高齢化、長期化に対する対策ですが、巡回相談という形で毎日専門の職員が回っておりまして、特に高齢者等には重点的な声掛けをしております。ここでの取組方針は、先ほどご説明した3番にあります通り、近年は保健医療職を連れての巡回相談を行っておりますので、健康状態に心配がある方には保健医療職が積極的な声掛けをし、入院が必要な方については病院につなぐといったこともさせていただいています。地域特性に応じた取組ですが、この取組につきましては健康福祉局も力を入れているとともに、各区でも独自の取組をしている部分もございます。そんな中で、西区・中区については、健康福祉局が中心となって別途夜間の巡回相談のチームを組んで毎月1回行っております。その他区の中で独自の取組を行っているところもあります。</p>
岸委員	<p>大変よくわかりました。そうすると、最近は保健医療職の巡回相談によって効果が上がっているということによろしいですか。資料の数字を見ますと、高齢化しているとともに、10年以上の方の割合が増えているのですが、ここ数年は巡回相談に応じていただける方が多いのでしょうか。あるいは受診しない方や拒否する方がどうしてもいらっしゃるので、さらなる課題があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。</p>
生活福祉部長	<p>ご指摘のとおり、巡回相談に応じていただけない方もいらっしゃるので、厳しい部分があると思っております。やはり医療に関わるお金の問題もあります。お金が払えないとなると生活保護での対応ということになりますが、生活保護は受けたくないという方もいらっしゃる中で、健康面のことは大変重要ですので、粘り強く働きかけていくしかないと思っております。数字の効果はどうかというと、なかなか検証できる段階にまで至っていないのですが、引き続き粘り強い対応をしっかりと行っていきたいと考えております。</p>
青木委員	<p>ホームレスの方の住民票はどうなっているのですか。また、国勢調査の時はどうしているのですか。</p>
生活支援課 援護対策担当課	<p>国勢調査につきましては、全体の把握はなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、ホームレスの方が多い地域については、実際にその場に行って目視で確</p>

長	認しています。
青木委員	その場で記入してもらおうのですか。
生活支援課 援護対策担当課 長	人数までの簡単な把握になります。また、住民票につきましては、どこかに登録されている方もいらっしゃると思いますが、中には消除されている方もいらっしゃると思います。具体的に把握していないところでございます。
大場委員長	次に（４）「平成31年度介護人材支援事業」について事務局から説明をお願いします。  （４）「平成31年度介護人材支援事業」について 「平成31年度介護人材支援事業」について説明
大場委員長	ただいまの説明にご意見やご質問はありますか。
水野委員	1の訪問介護等資格取得支援事業についてお伺いしたいのですが、介護職員初任者研修については、助成する金額の上限が7万円ですが、これに関しては、社会福祉法人の職員のみですか、それとも他の法人でも対象になるのですか。
高齢健康福祉 部長	この訪問介護等資格取得支援事業につきましては、ホームヘルプの資格を取って、ホームヘルプの事業所もしくは小規模多機能の事業所に勤める場合ですので、例えばホームヘルプの事業所が株式会社であっても小規模多機能の事業所が医療法人であっても、この事業の対象になります。
水野委員	予定しているのが毎年500人だとすると、2025年までに約3,000人しか対象になりません。現状として2025年までに介護人材が9,000人足りないという状況で、どうして500人になっているのでしょうか。
高齢健康福祉 部長	ご指摘の通り、2025年までに介護人材の不足は約8,500人と見込んでおりまして、あと7年後なので、単純計算すると1年間に約1,200人ずつ増やしていかなくてはならない計算になります。訪問介護では600人ということになりますが、それ以外にも先ほどご説明しました5番の住居支援で190人であるとか、外国人の受け入れについてはいくつか事業をやっておりますけれども、例えばEPAで50人とか、技能実習生で30人くらい見込んでおりますし、特定技能1号やインターンシップなどまだ確定した数字ではありませんが100人くらいは見込めるのではないかと考えております。それを足し上げたところで1,200人には及ばないわけですが、ほかにも介護事業者等の努力もありますので、これらを組み合わせていく中で人材不足に対応していきたいと考えております。

水野委員	<p>他の施策は非常に弱いと思います。外国人を養成していても十分に仕事ができるようになるまでに3年かかることなど、人数的に合うかどうかではなくて本当に仕事ができる人数かどうかということが大切ではないでしょうか。介護職は全国的に足りないわけで、横浜市がいろいろ条件を良くして他の地域から人材を確保すれば今度は他の地域で足りなくなります。そうであれば、横浜市は予算を使ってでも独自に養成すべきではないでしょうか。最近、初任者研修には若い人のほか、子育てが終わった30代、40代の人なども参加しているようなので、単に7万円の受講料だけではなく、ある程度の生活支援策をつけるべきと考えます。例えば特養を一床作ったら500万円かかって、100床では5億円必要になります。直近の3年間は300床増床をしていますが、介護職員がいないから入居を制限したり、閉鎖しているところがあるのが現状です。小さい額で工夫するソフト面の取組ができるのであれば、それなりの人数を確保する策を優先すべきではないかと思います。研修を受けたい人の中には、受講料の助成があっても、その間の生活費の問題があるから行けない人もいるのではないのでしょうか。潜在的に介護の仕事に就けるといって人が増えてきている中で、そういう人をもっと誘導するような施策を横浜市としては全国に先駆けて行うべきであると思います。研修中の生活費を一部補助するような制度をつくって、その代わり資格を取得したら3年は市内の施設で働くという条件つきで実施することも1つの案ではないかと思います。予算的にそれほど大きくなくて驚いたのですが、人数的に考えて必ず必要な数は確保するつもりでやらなければうまくいかないと思うので、徹底してもらいたいと考えます。</p>
高齡健康福祉部長	<p>ありがとうございます。もっと頑張れという先生の激励と受け止めております。人材確保については、事業者のみなさん大変苦勞されていますので、29年度の予算は6,000万円くらいです。30年度の予算はその倍で1億2,000万円です。今回トータルでは2億8,000万円であり2.4倍ということで、政令市の中では横浜市が一番です。不十分なところもごさいますが、ご意見を踏まえて有効な施策を考えていきたいと思ひます。</p>
水野委員	<p>しつこいようでも申し訳ないですが、それでも2億8,000万円です。100床増やせば5億円だということを考えると、現状で閉鎖している病床や満床になっていない病床があることを考慮したら、今対処しておかないともっと深刻な事態になる課題に対して予算を向けるべきではないでしょうか。検討していただきたいと思ひます。</p>
青木委員	<p>介護の未経験者がホームヘルパーとして働くためには、いくら払えば資格を得られるのでしょうか。</p>
高齡健康福祉部長	<p>まず、ホームヘルパーには身体介護と生活援助、家事援助が求められますが、130時間の初任者研修を受けて初めて行うことができます。費用については、研修をする機関によってばらつきがありますが、おおよそ7万円になります。今回横浜市で7万円の補助を出しますので、言わば無料で研修を受けることができるという</p>

加藤委員	<p>スキームにしています。</p> <p>ヘルパーさんの問題というのは、私たち在宅を支えているケアマネにとっても非常に重要な問題です。高齢化がどんどん進んでいて、有資格者は本当に多くいらっしゃるのですが、働く方がいないのが現状です。特に土曜日、日曜日となりますと稼働率がぐっと下がりますが、利用者は土曜日だからサービスを待ってくれるというわけではありません。市でおっしゃるような人数が確保できても、辞めてしまう方や働かない方が本当に多くいらっしゃるのですが、そのことはどうお考えですか。それから、土日をなんとかしていただきたいです。その人らしく最後まで支えようという地域包括ケアシステムがありますが、土日にはなかなかヘルパーの手が足りていない状況です。ケアマネジャーとして大変苦勞している点でありますので、その点をどうお考えなのか聞かせてください。</p>
高齢健康福祉部長	<p>ご指摘ありがとうございます。ホームヘルパーの資格取得の助成費につきまして、これを行っている市町村はほとんどありません。横浜市は今回独自で行っております。予算を組むにあたっては、ホームヘルパー事業所とどうすれば確保できるのかを議論しました。まずは資格を取得して実際に働いてもらえれば、受講費を出しましょうということで作った制度でございます。今日のNHKで放映されていましたが、ヘルパーの人材不足でサービス提供を断る事例もあり、ケアマネジャーさんもその調整に苦勞されているのだと思います。土日の不足については本当に深刻な問題ですが、介護報酬は土日に加算されていませんし、事業者の方から土日は家庭の事情で休まざる得ない場合もあると聞いています。なかなか難しいところです。一方で、高齢者の方でも身体が元気であればまだまだ社会のために役立ちたいという方も多くいらっしゃるのです、そういった方も含めてまずは働き手を増やしていくことを考えていきたいと思っております。また、昔資格を取得して今は辞めているという方に対してもアプローチを続けていきたいと思っております。</p>
飯山委員	<p>仕組みがわかっていないので質問ですが、ホームヘルパーさんたちには1週間、1か月で働く労働時間に上限はありますか。正規の職員ではなく時給で働く方の中には、正規雇用になってしまうと別の縛りがあって、例えば親を介護していたり子供の世話をしていたりする場合は両立が難しいという方がいらっしゃいます。自分の可能な時間に目いっぱい働きたいという方がいらっしゃるのですが、そういう方たちは働き方改革のもとでどうでしょうか。私は、障害福祉に携わっているのですが、非正規のホームヘルパーさんたちにたくさんお願いしなくてはならないのです。生活を支えるために1か月間ほぼ泊まり込みで働きたいという方もいます。そうすると、1か月の労働時間が正規の職員の規定を超えてしまうのでそれは駄目だと言われたことがあります。本人は働きたいのに駄目と言われてしまうことあるのですが、高齢の分野ではヘルパーさんたちの勤務時間の上限はありますか。</p>
高齢健康福祉	<p>まずホームヘルパーですが、常勤であれば労働基準法の範囲で働くことになりま</p>

部長	<p>すし、非常勤の場合は登録ヘルパーとして登録して、自分の決めた時間で働く場合があります。登録ヘルパーが多いという実状がありまして、これは130万円の壁というものがあります。130万円を超えると健康保険の扶養から外れてしまいます。従って、130万円を超えると時間調整をしてそこに合わせることをします。本当はもっと働けるが時間をセーブしている実状があるようです。</p>
飯山委員	<p>それは十分知っています。130万円を超えるなら思い切り超えるために、夜の時間帯は割増の手当がつきますので、夜通し働く人もいます。130万を超えて働くことが登録上可能なのでしょうか。1か月200時間くらい働きたいという人が実際いないわけではなく、夜通し働いて昼間3時間寝ればいいというのは極端な例ですが、150時間は超えることになり、こうした例は可能なのでしょうか。</p>
牧野委員	<p>基本的に労働基準法という法律がありますので、週40時間が原則です。それを超えると、今は時間外労働が非常に厳しく制限されているので、基準を超える労働は基本的には認められていません。1日の労働の中で例えば8時間を超えて10時間働くことと休憩を何時間か取得しなくてはならないといった法律があり、介護であろうとどんな職種であろうと労働基準法に基づいた労働が義務づけられているとお考えになったほうがよいかと思います。</p>
飯山委員	<p>労働時間の問題になりますけれど、労働基準法の中で最大限まで働けるようなヘルパーさんはいるのでしょうか。</p>
加藤委員	<p>ニーズは確かにございます。例えば夜間だけ排泄介助に来てほしいとか、夜間はヘルパーでなく家政婦さんをつけたいとか、自費で雇用したいとか、そういう相談を私たちケアマネジャーも多くいただきます。</p>
飯山委員	<p>そういう働き方をしている人はあまりいないということでしょうか。</p>
加藤委員	<p>夜間に働ける人が少ないと思いますので、複数の事業所に連絡をして手配をするようにはしています。事業所では特定の一人だけが行くのではなく交代で行っているようです。</p>
泉委員	<p>介護職員についてですが、認知症の人の立場で考えますと、介護していただく方には認知症について理解していただき、実際に仕事に就く前に見て感じてもらえる機会があると良いと思います。認知症とは記憶力が低下し判断ができない状態であると受け止められていますが、10人いれば10人違って、徘徊する人もいればまったくしない人もいます。介護の仕事とは、主に入浴・排泄・食事の介助であると思いますが、それだけであれば介護職員というわけではないので、認知症についてもご理解いただければと思います。</p>

青木委員	ヘルパーさんは、土日に働いても休日割増手当はないのでしょうか。夜間に働いた場合はどうなのでしょう。
高齢健康福祉 部長	私が言いました休日の割増とは介護報酬の加算制度のことでして、給与としましては、休日働けば休日割増がされますが、介護報酬上は土日働いたからといってその分の割増があるわけではありません。
早川委員	通常であればカレンダー通り平日と休日があるのですが、例えば病棟勤務をしている看護師などもそうであるように、1か月の変形労働制ということで、きちんと労働基準監督署に届出をしていれば土日関係なく1か月の中の労働時間ということで、結果的には報酬上の加算はありません。ただし夜の10時から翌朝の5時までに関しては夜間の割増手当がつきますので、そういうやり方の中で計算はされるのかと思います。
加藤委員	介護報酬につきましては、日中、夜間、深夜帯、早朝と4つの区分になっています。日中は午前8時から午後6時まで、午後6時から午後10時までが夜間、午後10時から翌朝午前6時までが深夜帯、午前6時から午前8時までが早朝ということで、介護報酬区分は変わっております。
高齢健康福祉 部長	私の説明が不足しておりまして大変恐縮ですが、今おっしゃった通り時間帯によって報酬が変わり、早朝・夜間は高くなっております。ただ、加算という割増はないのですが本体報酬は違っております。言葉足らずで申し訳ありません。
牧野委員	外国人材の件で質問です。2の「訪日前日本語研修事業」について、介護に関するすべての在留資格に対応できるようにということですが、介護の現場ではEPAと技能実習、特定技能という3つの在留資格が認められています。横浜市が締結したベトナムの3市について、横浜市はどういう立ち位置で、どのような内容で、覚書を締結した都市のどういう方々を対象に支援を行うのかお伺いします。すべての在留資格ということですが、例えば、ベトナムの方に日本語教育を実施して、住居を手配したにもかかわらず、横浜市以外の事業所とマッチングという結果になるケースは考えられないのでしょうか。さらにもう1点ですが、3の「外国人と受入施設等のマッチング支援事業」ですが、どのくらいベトナムの方の希望者を見込んでいて、どのくらい横浜市内の事業所に対して入国してくることを想定しているのでしょうか。例えばEPAの看護師の候補生が3年間に看護師資格を取得できなかった場合には、その間准看護師資格は取れるような制度になっています。ただし准看護師の資格を取ってから4年間しか日本国内で就労ができないので、その方たちは基本的には母国に帰るような形になっています。また、配偶者がEPAに合格して在留資格を得られた場合、配偶者としては在留できるのですが、日本の准看護師資格を取ってもその方は4年を超えると准看護師として働くことができません。私の施設にも准看護師として4年間という期限付きで働いている方がいますが、4年後にみす

<p>高齢健康福祉 部長</p> <p>大場委員長</p> <p>企画課長</p>	<p>みず帰らせてしまうのは、横浜市としても非常にもったいないと思っています。国が准看護師の在留期間は4年間と決めているのでそれを今すぐ見直すのは難しいと思いますが、その人材を特定技能の介護人材として活用することはできないのか、検討していただければと思います。</p> <p>今回の仕組みは介護職の仕組みで、EPAで看護師として来ている方がEPAで活動している間に、日本で介護の特定技能1号の試験を受けて試験に受ければ介護士として日本にいられる可能性もあります。そういう方については、特定技能1号の人材とすることは可能ではないかと思えます。今のところそういう事例は日本にないので、今後、法務省や厚生労働省に伝えていきたいと思えます。在留資格は細かく分けると5つあります。介護の留学生、インターンシップ、技能実習生、特定技能1号、EPAです。今回横浜市がすべての在留資格に対応するというのは、在留資格にかかわらず、ベトナムで日本語の講座と介護の講座を開催し、そこに来た学生に関しては将来横浜市の介護施設で働くことを条件としたいと思っているからです。その後には先ほど言いました5つの資格に分かれていく形を想定しています。どのくらいの方が来られるかについては、まだ正確に推計できていませんが相当数を見込んでいます。</p> <p>それでは、次第の4その他について事務局から説明をお願いします。</p> <p>席上に3点冊子をおかせていただきました。本日詳細の説明は割愛させていただきますが、1点目は、「平成31年度健康福祉局予算概要」でございます。2点目は今年度策定された「横浜市中期4か年計画2018～2021」、3点目は同じく「中期4か年計画の概要版」でございます。後程ご確認いただければと思います。</p>
	<p>1 資料</p> <p>【資料1】横浜市社会福祉審議会について</p> <p>【資料2】横浜市社会福祉審議会委員名簿</p> <p>【資料3】「第4期横浜市地域福祉保健計画」について</p> <p>【資料4】「横浜市自殺対策計画（仮称）」について</p> <p>【資料5】「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について</p> <p>【資料6】平成31年度介護人材支援事業について</p> <p>【参考資料1】第4期横浜市地域福祉保健計画 &lt;概要版及び冊子&gt;</p> <p>【参考資料2】横浜市自殺対策計画（冊子）</p> <p>【参考資料3】横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（冊子）</p> <p>【参考資料4】平成31年度健康福祉局予算概要</p> <p>【参考資料5】横浜市中期4か年計画2018～2021&lt;概要版及び冊子&gt;</p> <p>2 特記事項</p> <p>なし</p>